

研究委員会規程

1996年 7月19日制定

2000年 3月 2日改訂

2001年12月13日改訂

2008年 4月 1日改訂

2014年 5月16日改訂

(目的)

第1条 研究委員会は、研究運営委員会規程に基づき、委員会または研究会を開催して、学術研究活動、重要事項の調査及び研究を行う。

(設置)

第2条 研究委員会の新設は、正会員の申請に基づき、研究運営委員会が審議し、理事会が決定する。申請に際しては、1. 名称, 2. 目的, 3. 組織（委員長名及び幹事, 委員数等）, 4. 活動計画概要を記した研究委員会設立趣意書を理事会に提出する。

2 学会員に公開する研究会開催よりも、調査活動を主体とする研究委員会は、特に調査研究委員会と称するものとする。

3 研究委員会の継続は、委員長の申請に基づき、研究運営委員会が審議し、理事会が決定する。継続申請に際しては、その理由と新組織、活動計画概要を記した研究委員会継続申請書提出する。

第3条 研究委員会の設置期間は3年とする。終了時に活動成果に関し報告書を理事会に提出する。報告書は会員に対し原則として公開するものとする。

2 研究委員会の各年度の活動期間は、学会の会計年度に合わせる。ただし、新設の場合は年度途中に設置し、ただちに活動開始することを認める。この場合、初年度の活動期間は年度末までの残任期間とし、研究委員会の設置期間は3年以下となる。

3 継続は1年を単位とし、3年以内の申請を認める。報告書は、継続期間の終了時及び3年毎に提出する。

(構成)

第4条 研究委員会は委員長1名、幹事及び委員若干名により構成する。委員長は正会員の中から会長が委嘱する。幹事及び委員は当該委員長の推薦により、会長が委嘱する。

2 原則として、幹事は正会員、委員は正会員、一般会員、学生会員、賛助会員であるものと

する。会員以外を委員とする場合には、その理由を付して研究運営委員会の承認を得、理事会に報告する。

- 3 各研究委員会は、研究運営委員会の承認を得て、委員の一部に副委員長、幹事補佐等の呼称を用いることができる。

第5条 委員長及び幹事、委員の任期は3年とする。

- 2 委員長にやむを得ない事情が生じたときは、委員長の指名する委員または幹事がこれを代行する。
- 3 特別の事情が生じた場合、前1項及び2項の規程に関わらず、委員長、幹事及び委員の交代、補充あるいは減員を行うことが出来る。任期中の交代者の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 委員長は研究委員会及び研究会の開催など、その研究委員会の目的を達成するための諸活動について、研究運営委員会の審議を経て、年度計画・活動結果を理事会に報告するとともに活動を統括管理し、運営上の問題について随時理事会に報告する。

- 2 幹事は委員長を補佐し、研究委員会の事務を取扱い、運営の円滑化を図る。

(運営)

第7条 研究委員会は、委員長が必要と認めた場合、随時開催する。

第8条 研究会の開催は少なくとも年2回以上とする。ただし調査研究委員会に関してはこの限りではない。

- 2 委員長が適当と認めた本学会の他の研究会または本学会以外の他の機関と合同して開催することが出来る。
- 3 研究会の開催日時、会場、題目、発表者等は会誌会告欄、ニューズレター等により会員に対し周知する。

第9条 本学会会員は任意の研究会に発表、聴講参加する事ができる。また、委員長が適当と認めた場合は会員以外でも当該研究会に参加させることができる。

- 2 発表希望者は所定の手続きにより、希望研究委員会幹事あてに申し込む。

第10条 研究会における研究発表にさいしては研究会資料（技術報告）を作成、販売することができる。作成は原則として当該研究会で行い、著作権は学会に帰属する。ただし、著者は、学会の許諾を得れば、その著者が発表した資料を自由に公開することができる。また、他学会との合同開催において当該研究会が研究会資料を発行しない場合は、著作権は本学会に帰属しない。両学会が研究会資料を発行する場合は、両者の協議により決定する。

第11条 各研究委員会は、定例の研究会の他に、随時当該分野の学術研究集会（国際会議、シンポジウム、講習会、展示会等）を主催することができる。その実施に関しては、実施計画を研究運営委員会が審議し、理事会が承認する。

- 2 各研究委員会は、本学会の他の研究委員会や他の学会・協会等が主催する学術研究集会に共催・後援・協賛等を行うことができる。その実施に関しては、研究運営委員会の承認を得、理事会に報告する。

(会計)

第12条 研究委員会は、本学会員に有意義な特別な活動を企画する場合において、別に定める形式により研究運営委員会に助成申請を行うことができる。研究運営委員会においてその必要性が認められた場合には、申請金額もしくはその一部が助成される。

- 2 研究委員会の決算は毎年理事会に報告し、承認を受ける。

(附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は1996年8月8日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。

(附則)

- 1 本規程は2000年3月2日より実施する。

(附則)

- 1 本規程は2002年1月1日より実施する。

(附則)

- 1 本規程は2008年4月1日より実施する。